

① 相談・立会報酬

「相談報酬」とは、労働社会保険諸法令につき、初回又は都度の相談に応じまたは指導する場合に受ける報酬です。「立会報酬」とは、関係官庁が行う調査等にあって、立ち会う場合に受ける報酬です。

相談報酬	1時間	10,000円	訪社による相談は左記の50%増(交通費別途)
立会報酬	1時間	15,000円	(交通費別途)

② 手続報酬

「手続報酬」とは、社会保険労務士業務のうち、書類作成および提出の事務を受諾した場合に受ける報酬です。

● 日常の手続報酬

入社	雇用保険の資格取得届	1件	10,000円
	健康保険・厚生年金保険の資格取得届	1件	10,000円
	扶養異動届	1件	10,000円
退職	雇用保険 資格喪失届 (離職票発行あり)	1件	15,000円
	雇用保険 資格喪失届 (離職票発行なし)	1件	10,000円
	健康保険・厚生年金保険の資格喪失届	1件	10,000円
他	時間外・休日労働に関する協定届(36協定)	1事業所につき	20,000円
	変形労働時間制に関する協定届		20,000円
	傷病手当金など健康保険の給付請求	一般的な もの	20,000円
	60歳到達時賃金証明		20,000円
	休業補償給付など労災保険・通勤災害の給付請求		30,000円

● 社会保険(算定基礎)・労働保険(概算・確定) 申請手続報酬

基礎 算定		1人～49人	$15,000円 + 1,000円 \times 人数$
		50人以上	$65,000円 + 800円 \times (人数 - 50)$
概算 確定 労働 保険 料	継続事業	算定基礎 料金設定と同じ	
	一括有期事業	$20,000円 + 500円 \times 工事件数$	
	単独有期事業	30,000円	

● 社会保険・労働保険 新規適用 手続報酬

健康保険・厚生年金保険	労災保険	雇用保険
30,000円(基本料) +3,000円×人数	1労働保険番号につき 20,000円	20,000円(基本料) +2,000円×人数

(全て消費税別途)

● 社会保険・労働保険 廃止 手続報酬

健康保険・厚生年金保険	労災保険	雇用保険
20,000円	1労働保険番号につき 労働保険年度更新に準ずる	20,000円

※健康保険・厚生年金保険の廃止手続は、資格喪失届は含まれません。

※雇用保険の廃止手続は、資格喪失届及び離職票は含まれません。

③ 助成金申請報酬

「助成金申請報酬」とは、厚生労働省所管の助成金を申請する場合に受ける報酬です。

顧問契約	着手金	計画書作成	成果報酬
あり	なし	10,000円～	20%
なし	発生する場合があります	20,000円～	30%

※助成金の種類や難易度により、着手金及び成果報酬を変更することがあります。

④ 就業規則及び規程作成変更

就業規則の作成及び規程等の作成する場合に受ける報酬です。

顧問契約	報酬	就業規則の内容
あり	150,000円～	就業規則本則、賃金規程及び育児 介護休業規程の3規則規程が基本
なし	200,000円～	

※訪問回数、打ち合わせ回数及び就業規則の作成内容により、見積致します。

⑤ 労働者派遣事業許可申請手続

労働者派遣事業許可申請、変更、報告及び更新の手続きをする場合に受ける報酬です。

種類	報酬
労働者派遣事業許可申請	198,000円
労働者派遣事業許可更新	148,000円
各種変更手続	20,000円～
労働者派遣事業報告書	50,000円
労働者派遣事業収支決算書・関係派遣先派遣割合報告書	20,000円
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定	98,000円～

⑥ 賃金制度及び退職金制度見直し

依頼内容の詳細を診断したうえで、期間及び報酬を見積致します。

(全て消費税別途)